

国際化拠点整備事業に基づく英語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国際化拠点整備事業に基づく英語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程</p>	<p>大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業に基づく英語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号）第2条の3第2項の規定に基づき、文部科学省が実施する<u>国際化拠点整備事業</u>に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコース（以下「英語コース」という。）を履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。</p>	<p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号）第2条の3第2項の規定に基づき、文部科学省が実施する<u>大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業</u>に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコース（以下「英語コース」という。）を履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。</p>
<p>(中 略)</p>	<p>(中 略)</p>
<p>(選考等)</p>	<p>(選考等)</p>
<p>第4条 授業料の免除の決定は、<u>国際交流委員会</u>（京都大学国際交流推進機構規程（平成17年達示第11号）第4条に定めるものをいう。以下同じ。）の議を経て、総長が行う。</p>	<p>第4条 授業料の免除の決定は、<u>国際交流推進機構協議会</u>（京都大学国際交流推進機構規程（平成17年達示第11号）第4条に定めるものをいう。以下同じ。）の議を経て、総長が行う。</p>
<p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、国際交流推進機構長は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>(中 略)</p>	<p>(中 略)</p>
<p>(授業料の免除の取消し)</p>	<p>(授業料の免除の取消し)</p>
<p>第6条 授業料の免除を不正の方法により受けた者に対しては、総長は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。</p>	<p>第6条 授業料の免除を不正の方法により受けた者に対しては、総長は、<u>国際交流推進機構協議会</u>の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。</p>
<p>2 前項の規定により授業料の免除を取り消された者は、授業料の全額を直ちに納めなければならない。</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>(中 略)</p>	<p>(中 略)</p>
<p>(事務)</p>	<p>(事務)</p>
<p>第8条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>国際部留学生課</u>において処理する。</p>	<p>第8条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>研究国際部留学生課</u>において処理する。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則</p>
<p>(後 略)</p>	<p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>